

平成22年第1回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第5日)

議事日程(第5号)

平成22年3月23日 午前10時00分開議

日程第1	議案第6号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第7号	長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第8号	長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第9号	吉岐市行政組織条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第10号	吉岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第11号	吉岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第12号	吉岐市職員定数条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第13号	吉岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第14号	吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第15号	吉岐市三島航路事業条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第16号	吉岐文化ホール条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第17号	吉岐市文化財展示施設条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第18号	吉岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第19号	吉岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第20号	吉岐市ペット霊園条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第21号	吉岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第22号	吉岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第18	議案第23号	吉崎市堆肥センター条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第24号	吉崎市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市郷ノ浦町デイサービスセンター）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市勝本町ふれあいセンターかざはや）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（吉崎市石田町総合福祉センター）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第30号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第31号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第32号	平成21年度吉崎市一般会計補正予算（第10号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第33号	平成21年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第34号	平成21年度吉崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第35号	平成21年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第36号	平成21年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第37号	平成21年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第5号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第38号	平成21年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第39号	平成21年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第40号	平成21年度吉崎市病院事業会計補正予算（第4号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第41号	平成21年度吉崎市水道事業会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第42号	平成22年度吉崎市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第43号	平成22年度吉崎市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第39	議案第44号	平成22年度吉崎市老人保健特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第40	議案第45号	平成22年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第46号	平成22年度吉崎市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第47号	平成22年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第48号	平成22年度吉崎市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	議案第49号	平成22年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第45	議案第50号	平成22年度吉崎市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第46	議案第51号	平成22年度吉崎市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第47	議案第52号	平成22年度吉崎市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第48	議案第53号	平成22年度吉崎市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第49	議案第54号	一般廃棄物最終処分場(本体)建設工事請負契約の締結について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第50	議案第55号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第51	平成21年 請願第2号	定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第52	承認第2号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	総務課長 説明、質疑 委員会付託省略、承認
日程第53	同意第1号	吉崎市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第54	同意第2号	吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第55	同意第3号	吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第56	同意第4号	吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第57	同意第5号	吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第58	発議第1号	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第59	発議第2号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑 委員会付託省略、可決

日程第60	発議第3号	離島の燃油に係る税とする法律制定を求め る意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
追加日程 第1	議案第56号	平成21年度壱岐市一般会計補正予算(第 11号)	財政課長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第61		委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申 し出の件	申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件  
(議事日程第5号に同じ)

出席議員(20名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子 好君
3番	音嶋 正吾君	4番	町田 光浩君
5番	深見 義輝君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	中村出征雄君	12番	鶴瀬 和博君
13番	中田 恭一君	14番	榊原 伸君
15番	久間 進君	16番	大久保洪昭君
17番	瀬戸口和幸君	18番	市山 繁君
19番	小金丸益明君	21番	牧永 護君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	加藤 弘安君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	.....	白川 博一君	副市長	.....	久田 賢一君
教育長	.....	須藤 正人君			

吉岐島振興推進本部理事	.....	松尾	剛君
市民生活担当理事	.....	山内	達君
産業経済担当理事	.....	牧山	清明君
消防本部消防長	.....	松本	力君
総務課長	.....	堤	賢治君
政策企画課長	.....	山川	修君
会計管理者	.....	目良	強君
保健環境担当理事	.....	山口	壽美君
建設担当理事	.....	中原	康壽君
病院事業管理監	.....	市山	勝彦君
財政課長	.....	浦	哲郎君
管財課長	.....	中永	勝巳君
教育次長	.....	白石	廣信君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表（第5号）により本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案6件の送付があり、議事日程に追加しておりますので御了承願います。

・

日程第1．議案第6号～日程第51．請願第2号

議長（牧永 護君） 日程第1、議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第51、平成21年度請願第2号定置漁業の生産力維持、雇用対策地域活性化に関する請願についてまで51件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。町田光浩総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 登壇〕

総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、総務文教常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第7号長崎県市町村総合事務組合の規約変更について、原案可決。

議案第9号吉岐市行政組織条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号吉岐市個人情報保護条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号吉岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第 12 号 吉野市職員定数条例の一部改正について、原案可決。

議案第 13 号 吉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 14 号 吉野市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 15 号 吉野市三島航路事業条例の制定について、原案可決。

議案第 16 号 吉野文化ホール条例の一部改正について、原案可決。

議案第 17 号 吉野市文化財展示施設条例の制定について、原案可決。

議案第 24 号 吉野市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第 50 号 平成 22 年度 吉野市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

また、委員会の意見といたしまして、議案第 14 号 吉野市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の制定については、かねてより本委員会においても問題の指摘がなされていた事案であり、このたび条例整備を行うことは評価できる。しかし、条例の内容及び現在の処遇の相違点等について当該職員に対する周知説明が不十分であり、一部混乱を招いている。当該職員にとっては各人の生活に直結する問題であり、十分に配慮すべきと考える。

また、今後規則の整備もあわせて、各課の状況を十分に把握した上で運用されるよう意見を付すものであるといたしております。

なお、審議の内容において、議案第 16 号 吉野文化ホール条例の一部改正についての審議においてですが、吉野郷土館の跡地の利活用において市民からの強い要望や提案があったことに対して、行政の対応、説明にもいたらない点があった等の指摘が複数なされました。

健診センターとしての利用や、施設の管理面からも、今回、会議室としての利用は妥当であると判断をいたしました。しかし、市民の要望の中にもあったフリースペースの必要性は大いに理解できるところであり、商店街の空き店舗の活用や図書館の整備等、さまざまな角度から今後ともそういった点については検討が必要であろうという見解を示しております。

以上、報告を終わります。

議長（牧永 護君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、審議内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第8号長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、原案可決。

議案第18号吉岐地域福祉活動拠点施設条例の制定について、原案可決。

議案第19号吉岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について、原案可決。

議案第20号吉岐市ペット霊園条例の制定について、原案可決。

議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）、原案可決。

議案第26号、同じように、公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市勝本町ふれあいセンターかざはやについて）、原案可決。

議案第27号、同じように、公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）、これも原案可決。

議案第28号、同様に、公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市石田町総合福祉センター）、原案可決。

議案第33号平成21年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第34号平成21年度吉岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第35号平成21年度吉岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第38号平成21年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第40号平成21年度吉岐市病院事業会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第43号平成22年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算、原案可決。

議案第44号平成22年度吉岐市老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第45号平成22年度吉岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第46号平成22年度吉岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第49号平成22年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第52号平成22年度吉岐市病院事業会計予算、原案可決。

議案第54号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について、原案可決。

委員会の附帯意見として、1番、ペット霊園条例について、条例では「当該施設から100メートル以内に居住する住民の賛成を必要とする」とあるが、今回は地元住民の要望もあり、条例の原案は認めるが、運用規則において当該施設に隣接する土地所有者の同意及び公民館の同意もあ

わせて検討されたい。

2番、国保会計について、医療費の増加と長引く不況についての収納率の低下について、現状について非常に厳しい認識を委員会としては持っている。国保の本年中の値上げを検討されているようであるが、一方で3億円以上の未収金対策を同時にしないと市民の理解は得られない。早急に具体策の検討をされたい。

3番、特別養護老人ホームの建てかえについて、鯨伏地区を候補地として検討されているようであるが、地元公民館に反対があるのであれば、時期も迫っていることから早急に候補地の決定をされたい。

以上です。

議長（牧永 護君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。鵜瀬産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第21号吉岐市農業機械銀行条例の一部改正について、原案可決。

議案第22号吉岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について、原案可決。

議案第23号吉岐市堆肥センター条例の制定について、原案可決。

議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）、原案可決。

議案第30号市道路線の廃止について、原案可決。

議案第31号市道路線の認定について、原案可決。

議案第36号平成21年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第37号平成21年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第39号平成21年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第41号平成21年度吉岐市水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第47号平成22年度吉岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第48号平成22年度吉岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第51号平成22年度吉岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第53号平成22年度吉岐市水道事業会計予算、原案可決。



議案第55号財産の無償譲渡について、原案可決。

委員会の意見としまして、議案第37号平成21年度苓崎市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、長年の懸案事項である郷ノ浦町亀川地区の雨水、排水対策については、平成23年度に県道新郷ノ浦港線が完成すれば今以上の雨水等が流れ込む恐れがある。また、近年集中豪雨など頻繁に発生しており、災害等の危険性もある。早急に県とも十分協議の上、将来を見据えた計画を立て抜本的な解消を望む。

続きまして、議案第39号平成21年度苓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）について、緊急雇用対策として実施した1級市道、観光道路の高枝伐採作業については、雇用者延べ2,793名のうち新規2,284名で、42路線を実施した。今回の事業は市民にとっても好評の上、作業区域の公民館等の協力により、草・枝等の処理費を抑えることができた。今後とも厳しい経済状況のため、国、県の今回のような事業を大いに活用されたい。

議案第48号平成22年度苓崎市下水道事業特別会計予算について、公共下水道事業では計画予定であった南部処理区を廃止し、中央処理区にその一部の区域を統合整備される。また、漁業集落排水施設整備事業においては、現在芦辺大石地区の整備が進められている中、公共下水道事業の加入率は北部処理区域では約54%、中央処理区域は約30%、漁業集落排水施設整備事業の加入率は恵比須地区、約84%、山崎地区、約82%と高いが、平成22年供用開始した瀬戸地区では22%と依然として低い。

生活排水の適正な処理と快適な生活環境を整備することは重要だが、多額の建設費と管理費が必要となるため、今後もさらに加入促進に向け努力をされたい。

続きまして、請願第2号について御報告いたします。

請願の審査計画及び審査結果について、苓崎市議会会議規則第136号の規定により報告します。

平成21年第4回定例会の12月9日に、本委員会に付託されました請願第2号定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願の審査については、さきの定例会の最終日に報告しましたとおり、12月15日の午後1時40分から紹介議員2名の出席を要請し、意見を求め、また午後2時から請願提出者の箱崎漁業協同組合の西組合長の出席を要請し、意見を求め、審査を行いました。

しかし、さらに調査する必要があるとして、継続審査の申し出をしたところです。ことしの1月22日、午前9時から箱崎漁協の会議室におきまして解散予定の経営団から意見を求めました。

当日は、団長が急遽欠席となり、赤木事務局長から意見を求めました。昭和41年9月の設立当時、組合員は四百数十名だったが、今は168名に減少していること。ここ二、三年前から利

益が見込めなくなり、ついに平成22年度は900万円の赤字になったこと等により、平成20年12月10日の臨時総会で漁業権の放棄に向けた事務を進める旨の決議がなされ、平成22年2月26日の総会で解散議決の予定とのことでした。

また、西組合長の話では、定置漁業の存続、地域活性化、雇用等の維持のため、箱崎漁協がこの事業を引き継ぎ、16名の従業員と40名の臨時雇用作業員、定置網漁の漁網、作業船、作業施設等一切の施設を引き受けるため、経営団と箱崎漁協との話し合いが何度も持たれているということでありました。

また、引き継ぎ後の箱崎漁業協同組合においては総合シミュレーションを作成しており、人件費等の経費削減を進めて定置網漁を行う計画であるが、少なくとも5年間は経営が軌道に乗らないのではないかと考えており、その間、継続維持に向け努力をしたいということでありました。

このことに対する助成を県に打診したところ、新規事業に対する補助はあるが、継承事業に対する補助メニューが見当たらなかったということでした。

委員からは、まだ解散予定の経営団の責任者から意見を聞いてないので、さらに意見を求めて調査する必要があるのではないかという意見が出されましたが、ほかの委員から今回の請願は定置網漁を引きつぐ箱崎漁協の経営に対する助成の請願であるので、3月末で解散する経営団をこれ以上調査しなくてもよいのではという意見が出され、ここの時点で採決を行うことになりました。

採決の結果、採択すべきものとなりました。なお、採決後のこの件についてさらに調査する必要があり、継続審査扱いが好ましいという少数意見の保留がありました。

委員会の意見として、近年の水産資源の減少や漁価の低迷等により、定置網漁を営む経営団定置、箱崎漁業経営団が解散するに当たり、箱崎漁業協同組合が従業員や漁網等の一切の施設を引きつぎ定置網漁を継続されます。地域漁業の振興、地域活性化、雇用の確保の趣旨に大いに賛同するものであり、また現在、水産業を取り巻く環境は資源・漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油高騰、漁業者の高齢化、後継者不足など依然として大変厳しいことと、今回のような事例は県下でも初めてであり、該当する補助メニューが見当たらないことを考慮すれば今回限りの緊急的対応が必要と判断しました。

箱崎漁協におかれましては、経営改善を図られ、事業の発展を願うものであります市が助成する場合は、経営内容等を十分精査された上で、助成の根拠を説明できるように適正に執行されたい。措置としまして、市長に送付となっております。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（牧永 護君） これから産業建設常任委員長長の報告に対し、質疑を求めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（鷓瀬 和博君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中田予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

予算特別委員長（中田 恭一君） 予算特別委員会に付託されました委員会の審査の御報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、苓崎市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第32号平成21年度苓崎市一般会計補正予算（第10号）、原案可決。

議案第42号平成22年度苓崎市一般会計予算、原案可決。

以上でございます。

議長（牧永 護君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号長崎県市町村総合事務組合の規約変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第7号長崎県市町村総合事務組合の規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第8号長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市行政組織条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第9号壱岐市行政組織条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第10号壱岐市個人情報保護条例の一

部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第11号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市職員定数条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第12号壱岐市職員定数条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第14号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市三島航路事業条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第15号壱岐市三島航路事業条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市文化ホール条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第16号壱岐市文化ホール条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市文化財展示施設条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第17号壱岐市文化財展示施設条例の

制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第18号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第19号壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市ペット霊園条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第20号壱岐市ペット霊園条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第21号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号壱岐市死亡獣畜取扱条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第22号壱岐市死亡獣畜取扱条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号壱岐市堆肥センター条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第23号壱岐市堆肥センター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号壱岐市火災予防条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第24号壱岐市火災予防条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。



次に、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第25号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第26号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第27号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号公の施設の指定管理者の指定について（吉岐市石田町総合福祉センター）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員

長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第28号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第29号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号市道路線の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第30号市道路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号市道路線の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第31号市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成21年度吉野市一般会計補正予算（第10号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第32号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第33号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第34号平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第35号平成21年度壱岐市後期高齢

者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第36号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第37号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第38号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第39号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成21年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第40号平成21年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第41号平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時とします。

午前10時51分休憩

.....  
午前11時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

次に、議案第42号平成22年度壱岐市一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第42号平成22年度壱岐市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第43号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成22年度壱岐市老人保健特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第44号平成22年度壱岐市老人保健特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第45号平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第46号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第47号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第48号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第49号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第50号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第51号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成22年度壱岐市病院事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第52号平成22年度壱岐市病院事業



会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成22年度壱岐市水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第53号平成22年度壱岐市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第54号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号財産の無償譲渡について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第55号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成21年度提出請願第2号定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、請願第2号定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

日程第52・承認第2号

議長（牧永 護君） 次に、日程第52、承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本件につきましては、総務課長に説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

総務課長（堤 賢治君） 承認第2号について御説明を申し上げます。

損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会において規定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めます。本日の提出でございます。

これは、壱岐市議会におきまして市長の専決処分する軽易な事項として指定をいただいております事項中、「1件50万円以下において法律上壱岐市の義務に属する損害賠償の額を定めること」という項目に該当いたしますので、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、次のページをお願いします。

平成22年3月19日付専決処分書、損害賠償の額を定めることについてでございます。本件の概要でございますが、平成21年10月16日、午後6時ごろ、壱岐市郷ノ浦町若松触1034番3付近の市道若松東2号線において、損害賠償の相手方が自家用車を運転走行中、道路を横断している側溝の上を通過した際、側溝ぶたが跳ね上がり後輪タイヤ側面に接触し、同タイヤ1本がパンク破損し同人の損害を及ぼしたものでございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町在住の個人、1人で、損害賠償額は5,985円であり、これは当該車両のタイヤパンクにかかわる修理費用含む一切の損害賠償解決金でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。6番、町田正一議員。  
議員（6番 町田 正一君） つい最近も似たような事例がありました。壱岐市議会としてはその50万円以下についての専決処分は認めておるわけですが、まず事実関係、こういうことがたびたびあると、例えば壱岐市の道路の中にも正直言ってでこぼこも非常に多いし、そのたびに車のタイヤがパンクしたとかいうときに一々全部壱岐市が負担してパンク修理していたら、これは今後、非常に膨大な事務処理になると思うんですが、これ1つは事実関係の確認はどうされてるのか。

それからこれ全部出したことは恐らく100%壱岐市が悪いという状況になっと思うんですが、その立ち会いとか、事実確認等についてはどういうふうになされとるとか、総務課長、答えてもらいませんか。

議長（牧永 護君） 総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 6番議員の御質問でございます。

事実関係の確認ということでございますが、この種の事件が発生いたしますと、そこを管理している担当課のほうで現地に赴きまして、現地を確認するというところでございます。

なお、この種の事故に対する賠償金の負担でございますけれども、これにつきましては全国町村等総合賠償補償保険というのに加入をいたしておりまして、こちらのほうから支出をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） そしたら、おかしいんですね。21年の10月16日に事案が発生しとるわけですねえ。

そして、なぜ今ごろになって専決処分の了解があったわけですか。本人に払ったのが、つい最近ということですか。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 6番議員の御質問にお答えをいたします。

示談書を取り交わしましたのが平成22年3月5日ということでございまして、直ちに専決処分をし、本日報告をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 説明不足でございますけれども、今回、壱岐市が加入しております補償保険制度から保険金が出たわけございまして、これに該当しない場合は壱岐市は負担をし

ないということになります。

なお、壱岐市が負担をすると、さらに先方が理解をされない場合は訴訟ということになりまして、以下、訴訟に基づいて支出することもあり得るということでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。4番、町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 先ほどのお答えで、市のほうが全額もってるわけですね。この金額、その金額自体が極端に大きな金額ではないんですが、ただ全額市のほうが負担をしているという、補償をしたということであれば、100%市側に責任があるということをお認めているわけですね。

この側溝ぶたが跳ね上がってパンクをしたということなんですが、100%市が責任を認めたということはですよ、側溝ぶたが車が通った時点でそうやって跳ね上がることが予想されたにもかかわらず放置していたということをお認めたということになるんじゃないんですか。

もし、そうであるならば、そういう箇所が実際、今、市内にどれだけあるのかというのは把握されようとするようなことはされているのか、その点をお聞かせください。

議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

建設担当理事（中原 康壽君） ただいまの件についてお答えをいたしますが、側溝、横断側溝と側溝の確認はすべてを網羅はしておりません。

ですから、その地区公民館等から連絡があった場合は担当者が出向きまして確認はしているわけですが、こういった、ときどき横断ぶたが天秤を踏んだというようなことで事故が起こったということで、今、総務課長からも答弁がっておりますように、補償会社の是非をまず確認をしてから、どうしても市が負担をしなければならないというときに、この保険から出してもらっているという状況でございます。

ですから、すべてを確認せよとなりますと大分時間もかかりますが、地域の住民の代表者の方から不具合なところがあったら即時でこちらで対応するようにはいたしておりますが、たまたまこういったことが置きまして、大変申しわけなく思っているところでございます。

議長（牧永 護君） 町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） もちろん、市内全部確認して把握しろというのは無理な話なんですよね。

ですから100%、こちらの責任を認めたということはそういう事例になるのかと思ってちょっと確認をさせてもらったんですが、今、理事が言われたんですが、地域の公民館長さん等だと思いますが、そういう箇所が市のほうに報告があった場合はもうすぐに対応されてるということですので、その点はこういう事例が頻繁に起きないように、整備のほうをよろしくお願い

したいと思ひまして質問を終わります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。11番、中村出征雄議員。

議員（11番 中村出征雄君） 1点だけお尋ねしますが、3月の19日に示談したということですが、この損害賠償金はいつ払えるのか、当然一般会計に予算計上して歳入を組んで、そして歳出を予算計上してから払われるのかどうか。その点だけお尋ねします。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 11番議員の御質問にお答えをいたします。

この補償金につきましては、予備費充用をいたしまして支払いを完了いたしております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについては委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

### 日程第53・同意第1号

議長（牧永 護君） 次に、日程第53、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。住所、壱岐市郷ノ浦町長峰本村触828番地、氏名、田原和雄、昭和18年8月17日生まれでございます。

提案理由は、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現壱岐市教育委員会委員、井川武でございますけれども が、平成22年5月19日をもって任期満了となるので、新たに田原和雄氏を教育委員会委員に任命するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照願いたいと存じます。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。同意第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

#### 日程第54．同意第2号～日程第57．同意第5号

議長（牧永 護君） 次に、日程第54、同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第57、同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、4件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

住所、壱岐市石田町筒城東触267番地、氏名、喜多丈美、昭和22年1月26日生まれ。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現壱岐市固定資産評価審査委員会委員4名が平成22年5月18日をもって任期満了となるので、新たに固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

同意第3号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

住所、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦140番地1、氏名、草野正純、昭和30年2月25日生まれ。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現壱岐市固定資産評価審査委員会委員4名が平成22年5月18日をもって任期満了となるので、新たに固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。草野正純氏につきましては再任でございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

同意第4号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市勝本町勝本浦328番地、氏名、小畑英治、昭和23年2月17日生まれ。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現壱岐市固定資産評価審査委員会委員4名が平成22年5月18日をもって任期満了となるので、新たに固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

下記の者を苓崎市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

住所、苓崎市芦辺町国分東触 2 4 9 番地 2、氏名、占部利夫、昭和 2 6 年 2 月 2 0 日生まれ。

提案理由は、苓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現苓崎市固定資産評価審査委員会委員 4 名が平成 2 2 年 5 月 1 8 日をもって任期満了となるので、新たに固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。同意第 2 号から同意第 5 号については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号から同意第 5 号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第 2 号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第 2 号苓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第 3 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第 3 号苓崎市固定資産評価審査委員会



委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第4号吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これから、同意第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第5号吉崎市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

・ ・

#### 日程第58・発議第1号

議長（牧永 護君） 次に、日程第58、発議第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。10番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（10番 豊坂 敏文君） 登壇〕

提出議員（10番 豊坂 敏文君） 発議第1号、本日の提出ですが、提出者、豊坂敏文、賛成者、瀬戸口和幸、町田光浩。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり吉崎市議会会議規則第14条の規定により提出を行います。

意見書の案ですが、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT核兵器不拡散条約の関係ですが、再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の案でございます。

昨年4月のオバマ米国大統領の核兵器のない世界に向けた演説以降、米国とロシアとの第1次

戦略兵器削減条約の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会議における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

こうした中、昨年8月、世界の3,241都市が加盟する平和市長会議総会が長崎において開催され、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋と、各国政府が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を2010年NPT再検討会議において採択を求めるなどの具体的な提案を盛り込んだ「ナガサキアピール」が決議されました。

このような動きを踏まえ、被爆国の政府として核兵器廃絶の取り組みをさらに確実にするために、国会及び政府におかれては平和市長会議が提案する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくように強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、以上でございます。  
議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

〔提出議員（10番 豊坂 敏文君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第1号は、壱岐市議会規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定されました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、発議第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

## 日程第59・発議第2号

議長（牧永 護君） 次に、日程第59、発議第2号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。14番、榊原伸議員、お願いします。

〔提出議員（14番 榊原 伸君） 登壇〕

提出議員（14番 榊原 伸君） 発議第2号、平成22年3月23日、名古屋市議会議長牧永護様、提出者、榊原伸、賛成者、大久保洪昭、町田正一。

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、名古屋市議会会議規則第14条の規定により提出します。

永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）ですが、民主党の小沢幹事長は9月19日、韓国の国会議員代表者等と会談し、在日外国人ら永住外国人への地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示したとされ懸念するところである。

参政権付与を巡っては、民主党は2009年の政策集に「結党時の基本政策に「早期に実現する」と掲げており方針は引き続き維持する」と掲載しているが、党内には一部の反対者もあり、衆議院選挙マニフェストへの掲載が見送られている。

我が国には、永住権資格を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律を定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定しており、さらに同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し地方公共団体の議会の議員及び町の選挙権等を付与することは、憲法上問題があるといわざるを得ない。

また、先進8カ国を見ても、ロシアを省く7カ国は国として永住外国人に地方参政権を付与していない。永住外国人に地方参政権を与えている韓国との相互主義から日本も参政権を付与すべきという意見もあるが、そもそも在韓日本人で参政権を得ている者は数10人であるにもかかわらず、日本で対象となる在日韓国人は数10万人もいて、決して相互主義が成立する条件にないものである。

長崎県は、対馬の問題を抱えている。対馬は韓国領だと主張する韓国人がいて、実際に韓国資本により対馬の土地の多くが買われ、韓国人が移住しているという現在、もし在日韓国人に地方参政権が与えられたとしたら、韓国政府の意向を受けた地方公共団体の長や議員が誕生し、実質的には対馬を韓国領とされてしまうという悪夢が実現するのではないかという大きな疑念を持っている。

一方、国際法は第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を所得するためには、この国際法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日、長崎県壱岐市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。17番、瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 内容については異議ありませんが、提出先で気になりましたので述べます。

第1項目は参議院「義長」、まあ、これはまあ変換間違いだと思いますが、その次の「副総理・国家戦略担当大臣」となっていますが、これは鳩山内閣、当初発足当時は副総理と国家戦略担当大臣が同列でしたが、今、副総理は管財務大臣であって、国家戦略担当大臣はたしか仙石氏じゃないかと思います。

そういうことでちょっとチェックされてみたらよろしいかと思います。

以上でございます。

提出議員（14番 榊原 伸君） ただいま指摘のありました点につきまして、精査しまして、報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

〔提出議員（14番 榊原 伸君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第2号は壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、発議第2号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第60・発議第3号

議長（牧永 護君） 次に、日程第60、発議第3号離島の燃油に係る税を免税とする法律制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。9番、田原輝男議員、お願いします。

〔提出議員（9番 田原 輝男君） 登壇〕

提出議員（9番 田原 輝男君） 発議第3号、壱岐市議会議長牧永護様、提出者、田原輝男君。賛成者、壱岐市議会議員、中田恭一、大久保洪昭。

離島の燃油に係る税を免税とする法律制定を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

離島の燃油に係る税を免税とする法律制定を求める意見書（案）、離島における燃油価格は長期間にわたり本土に比べ約2割程度割高となっている。離島では、公共交通機関がほとんど整備されておらず、通勤通学など移動を伴う活動は自家用車に頼らざるを得ない。

また、生活を支える経済活動においても燃油の比重が高く、特に基幹産業である農漁業においては燃油の利用が非常に多い。このように、島民の生活は本土に比べて割高な燃油を利用することでしか成り立たない状況であり、社会活動・経済活動、すべてにおいて高いコストを強いられてきた。

さらに、離島の平均所得は本土に比べ約3割程度低く、安定した生活の維持がさらに困難な状況にあると言わざるを得ない。生活の厳しさはもやは待ったなしである。

人口流出の過疎化の進行はもはやとどまる兆しも見えず深刻で、本土との経済的格差の継続は離島における生活の疲弊に拍車をかけるものである。

よって、国において、離島に対する本土との生活格差是正のため、適切な施策の実施を求めるものである。離島における住民の生活の安定と産業の振興を図り、自発的かつ持続的に離島が発展するよう、離島の燃油に係る免税措置を早急に法制化されるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年3月23日、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、経済産業大臣。

以上です。

議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

〔提出議員（9番 田原 輝男君） 降壇〕

議長（牧永 護君） お諮りします。発議第3号は吉岐市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、発議第3号離島の燃油に係る税を免税とする法律制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで、そのままの状態ですばらくお待ちください。議案を配付いたします。

午前11時52分休憩

.....  
午前11時53分再開

議長（牧永 護君） 再開します。

お諮りします。ただいま、白川市長より議案第56号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議案第56号

議長（牧永 護君） 次に、日程第1、議案第56号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

財政課長（浦 哲郎君） 議案第56号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

平成21年度壱岐市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301億3,387万5,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により定めております。

（繰越明許費の補正）、第2条、繰越明許費の変更は「第2表 繰越明許費補正」によります。本日の提出でございます。

次の2ページ、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入で14款国庫支出金2項国庫補助金は地域活性化・きめ細かな臨時交付金を4,175万3,000円を追加補正し、18款繰入金2項基金繰入金は減債基金繰入金を3,175万3,000円を財源調整で減額補正をいたします。

歳出で、2款総務費1項総務管理費は地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費1,000万円を追加補正をいたすものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正、1、変更、2款総務費1項総務管理費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を、補正前2億9,341万2,000円を補正後3億341万2,000円に変更補正をいたすものでございます。

歳入歳出予算補正、事項別明細書により歳出より説明をいたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

国の平成21年度第2次補正予算地域活性化・きめ細かな臨時交付金が5,000億円で創設をされ、第1次交付限度額として4,500億円が設定され、吉岐市に1次限度額3億2,523万8,000円の内報があり、補正予算(第9号)で予算提案をいたし議決をいただいたところでございます。

今回、残り500億円の第2次配分で吉岐市に4,175万3,000円の追加があり、総額で3億6,699万1,000円の内報が参りました。一般会計補正予算(第9号)で、1割程度の3,468万1,000円の第2次配分を見込んで補正予算を提案をいたしてはりましたが、見込みより多額の2次配分となり、事業費、歳出予算額が不足する状況となり、排水路整備工事請負費及び排水路整備工事に係る測量調査設計業務委託料で事業費総額1,000万円を補正いたすものであります。

工事箇所は、郷ノ浦町柳田、市道川口2号線、事業量、延長50メートル、勝本町本宮南触、桶田白滝地区、事業量21メートル及び芦辺町国分川迎地区、事業量72メートルの3地区の排水路整備工事分であります。及び、市道川口2号線の測量設計委託料であります。

歳入として、8ページ、9ページをお開き願います。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金を追加補正をし、財源調整で減債基金繰入金を減額補正をいたしております。

なお、一般会計補正予算後で地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で交付金対象の単独分として292万8,000円の一般財源を充てております。

資料で、基金の状況並びに事業内容を記載をいたしております。

以上で、議案第56号平成21年度吉岐市一般会計補正予算(第11号)の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長(浦 哲郎君) 降壇〕

議長(牧永 護君) これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号平成21年度吉岐市一般会計補正予算(第11号)は吉岐市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(牧永 護君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。



これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第56号平成21年度吉崎市一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり決定されました。

・ ・

#### 日程第61．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件

議長（牧永 護君） 次に、日程第61、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の審査及び調査中の事件について会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのようにとり計らうことに決定いたしました。

・ ・

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

資料を配付しますので、そのまましばらくお待ちください。

午後0時02分休憩

.....

午後0時03分再開

議長（牧永 護君） 再開します。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

3月5日から本日まで19日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重御審議を賜り、全議案について可決、御承認を賜り、まことにありがとうございました。心から敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては十分尊重し市政運営に当たる所存でございます。

今後とも、御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、3月14日オープンいたしました一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センターにつきましては、開館当日の記念式典には中村長崎県知事、金子前長崎県知事、県会議長また議員各位を初め多くの御来賓皆様の御出席を賜り、盛大に挙行することができました。

また、グランドオープンに際しましては、予想をはるかに超える約2,100人の皆様が御来館され、オープン当日の入館者数は記念式典における御来賓を合わせ合計2,400人にのぼり、順調なスタートが切れたものと考えております。

その後も順調にお越しいただいており、平日の3月15日から19日までの入館者が合計2,587人、最大で754人、平均517人となっております。また、この連休中の20日に1,305人、21日が1,409人、22日は1,005人と、連日1,000人を超える皆様に御来館いただいております。

また、施設、展示内容等についても非常に好評を得ており、大変心強く思っております。今後多くの皆様に御来館いただけるよう、展示等の内容の充実はもとより、お迎えの心、おもてなしの心を第一に努めてまいりますので、御指導賜りますようお願いいたします。

また、市民皆様には御来館いただくとともに、島外の皆様にもぜひPR方よろしく願いいたします。

次に、今議会定例会の施政方針において、郷ノ浦港ターミナルビルの駐車場問題の方向性を本議会の会議中にお示しすると申しておりました。これにつきましては、12月29日から1月3日までの6日間、そして1月8日から2月14日までの金曜日から日曜日と祝祭日及びその前日の21日間、2月19日から3月9日までの19日間の計46日間にそれぞれの時間帯で臨時駐車場を含めた郷ノ浦港ターミナルビルの駐車場合計356台分の利用状況を調査してまいりました。

調査は、1日3回でございます。朝9時25分、ジェットフォイルの出港後及び17時45分

のフェリー出港後、そして最終便23時00分のフェリー入港後の3回でございます。

お手元に3月1日までの状況をグラフ化したものを差し上げております。その中で、まずレンタカーの駐車について2月26日にレンタカー協会との協議を行い、3月1日からレンタカーについてはターミナルビル駐車場を利用しないとの結論に達し、現在、徹底されている状況でございます。

その後の調査の結果においても、10数台の駐車場スペースの確保ができているところでございます。

また、調査の中で、3日間以上にわたり駐車している車両が多いときで130台もでございます。中には、平日、吉岐で営業し、土曜・日曜日に車を置いて福岡に帰る営業車両等もあるようでございます。こうした3日以上を駐車をしている車につきまして、送迎するといった方法や、郷ノ浦町漁協側の臨時駐車場にとめていただくことができれば駐車スペースは大きく広がってまいります。

こうしたことを勘案いたしまして、本ターミナルビルの駐車場については、長期駐車改善を初め市民皆様ほか御利用される皆様の御協力をいただければ、万全とは言えませんが、駐車場の確保はできるものと考え有料にはしないという判断をいたしました。

市民皆様も駐車場を有料化することは望んでおられないと確信するものでございます。調査は現在も進めておまして、3月までの結果を改めてグラフ化し、議員皆様に御説明することといたしております。

この件につきましては、今後もさらに調査を行い改善に向け取り組みを行ってまいります。市民皆様もどうか一足早く余裕を持った行動と市民皆様の気風であります「結(ゆい)の心、譲り合いの心、思いやりの心」を持って行動いただきますようお願いするものでございます。

駐車場有料化は市民の皆様望んでおらないと申し上げましたが、実は2、3、有料駐車場に賛成する御意見が届きました。その内容は、「有料化されればだれからも文句言われずに堂々とめられる」という本来の目的とは違った意見で有料化してくれとう御意見でございました。

私は、この一連の有料化問題について、本当に考えさせられるものがございました。やはり譲り合いの心、そして思いやりの心、この心をやはりみんなが持って、自分がしておくことについて迷惑がかかるんじゃないかというようなことを今からは持っていかなければと思うわけでございます。私は、そういった心の醸成をするのは、やはり私の責務であると思っておる次第でございます。

今後とも、そのことがまた、そういう気持を持つことが今最も吉岐が望んでおります入り込み客の皆様のおもてなしの心、そしてリピーターを確保する心、確保するためにはこの心が基本であると思っておるところでございます。

次に、人事について申し上げます。

4月1日付人事異動の内示を19日に行いました。合計114名の異動を行ったところでございます。このうち、一般職の新規採用5名については、初めての試みといたしまして、社会人としてのマナーを身につけ市民皆様から信頼される職員となる、そのための第一歩といたしまして、規律、そして協調が求められる消防本部において5日間の研修を行い、その後、長崎において公務員としての基礎を学ぶための初任者研修に参加させることといたしております。

また、家畜診療所部内の組織の強化を図ることを目的に、長崎県獣医師会会長でいらっしゃる竹下正興氏を嘱託任用とすることとしたところでございます。家畜診療所長として任用することにいたしました。市民皆様から信用・信頼され、また市民皆様の負託にこたえるよう職員の適正配置、職員教育に努めてまいりますので、今後も御指導賜りますようお願い申し上げます。

また、新聞報道で御存じの方もいらっしゃるかと存じますが、韓国釜山市の韓日親善協会会長を通じまして、3月5日に韓国国会議員ほか44名の皆様が本市を訪れていただいております。また4月2日は釜山市釜山広域市機張郡の郡守、いわゆる行政区のトップでございますけれども、議長ほかが来島されるということでございます。

この中で、一部報道にある機張郡との姉妹都市締結とかいうお話も機張郡郡守からの直接の話ではございませんけれども、お聞きをしておるところでございます。

私は、多くの皆様が壱岐を訪れていただき交流を深めていただくことは、心から歓迎をするものでありますし、壱岐市にとっても大変ありがたいことであります。ただ、姉妹都市の締結につきましては、官民とも長きにわたりさまざまな交流が行われ、振興を深めていって、その機が熟したその先に姉妹都市というものはあると考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この件につきましては議員各位また民間を含めた各関係期間とも十分に連携をとって対応してまいりますので、御指導いただきますようお願い申し上げます。

いよいよ新年度がスタートいたします。本議会定例会初日の施政方針において申し上げましたが、平成22年度はさまざまな懸案事項等への道筋をつけないければならない年度でございます。職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、御指導・御協力を賜りますようお願いいたしますとともに、議員各位におかれましては御健勝にて、より一層御活躍されますことを心からお祈り申し上げます閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもちまして、平成22年第1回壱岐市議会定例会を閉会いたします

す。

午後0時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 瀬戸口和幸

署名議員 市 山 繁

